

環境省告示第八十一号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第七条第三項の規定に基づき、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（平成十八年一月環境省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣 石原 伸晃

第1中「迷子になった動物」のトド「や非常災害時に逸走した動物」を加える。

第4の(2)のイ中「補完的な措置として、」を削除し、「脚環等の」のトド「非常災害時においても脱落のおそれが高く、」を加える。

第5中「行うこと。特にマイクロチップ等のように」を「行うこととし、」に改め、「されるようにすること。」のトド「特に、マイクロチップの施術は獣医師が行うこととし、併せて適切な所有情報の登録及び更新等について飼い主に対する指導等を行うよう努めること。」を加える。

第6を第9の(1)とし、同(1)の次に次のように加える。

(2) 第4の 〇二に掲げる団体等は、当該団体等が有する所有情報の照会方法や更新方法等について、関係行政機関、所有者等に対する周知に努めること。

第7の次に次のように加える。

第 8 犬猫等販売業者等の責務

犬猫等販売業者等にあつては、第 4 の 二に掲げる団体等により、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、関係行政機関等と連携して協力を行うこと。また、あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、その目的及び所有者情報の登録・更新が必要であることについて、購入者への周知に努めること。